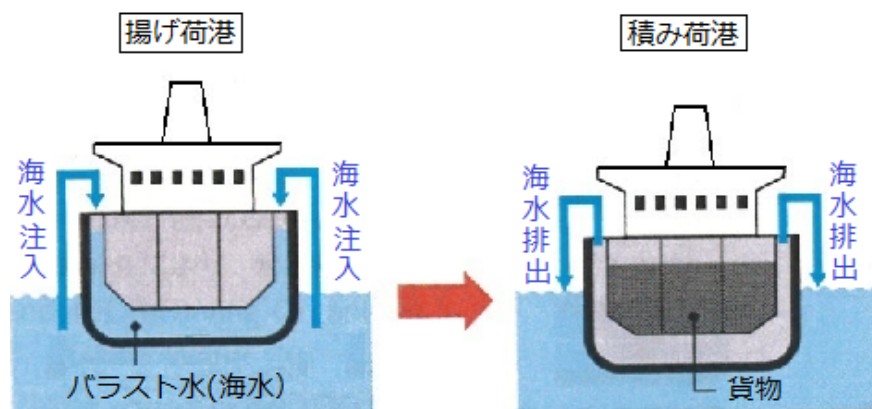


# バラスト水規制管理条約について

バラスト水とは、船体を安定させるために重し代わりに積み込まれる海水で、船底部に設けられる専用のバラストタンクに積み込まれます。

バラスト水は、その目的にそって貨物の揚げ荷地で積み込まれ、逆に積み荷地で排出されます。



IMO(国際海事機関)の調査によると年間約 120 億トンのバラスト水が移動しており、原材料を輸入し製品を輸出する日本では約 1700 万トンが海外から持ち込まれ、約 3 億トンが海外に移動しており、世界有数のバラスト水輸出国となっています。

このバラスト水の排出にともない、その中に含まれる積込み地固有の海洋生物や病原体による排出地の生態系への悪影響などの海洋環境への被害を防止するため、IMO において、バラスト水規制管理条約が 2004 年 2 月に採択されました。

この条約の発効条件が昨年 9 月満たされましたので **2017 年 9 月 8 日**からこの条約による規制が実施されることとなります。

なお、今日までも排出バラスト水の弊害を減らすため、揚げ荷地で積み込まれたバラスト水を大洋航海中に海洋生物や病原体の少ない外洋の海水に交換する「バラスト水交換」で対応しています。

この条約が発効すると、船舶の起工時期別に次のような規制が実施されます。

- ① 条約発効日以前に起工した船舶（既存船）  
条約発効日以降の最初の定期検査以降バラスト水処理装置を使用
- ② 条約発効日以降に起工する船舶（新造船）  
竣工後はバラスト水処理装置を使用

バラスト水処理装置とは、船内に積み込んだバラスト水中の海洋生物や病原体等を死滅させる装置で、現在のところ次の 3 方式が考えられています。

- 1) フィルター＋紫外線(UV)
- 2) フィルター＋電気分解
- 3) フィルター＋薬剤

これらの方式には、各々メリット、デメリットがありますが、どの方式もまずフィルターによって大きい生物やごみを取り除き、二次処理で残りの生物を死滅させます。

現在、IMO 主導と USCG(米国海岸ガード)主導のバラスト水規制がそれぞれ存在し、処理機器の型式承認もそれぞれ異なっており、さらに、現在双方の承認を受けた設備はないため、対応に苦慮しています。